

議 案 第 1 号

富士見市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市監査委員条例（昭和42年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和2年2月18日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

地方自治法の一部改正等に伴い、富士見市監査委員条例の一部を改正したいので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市監査委員条例の一部を改正する条例

富士見市監査委員条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「補助団体等」を「財政援助団体等」に改め、同条中「又は管理者」を「（同法第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）」に改める。

第5条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

第7条中「、第241条第5項」を「及び第241条第5項」に、「、地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を「並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。